

県営都市公園北勢中央公園 危機管理マニュアル

(指定管理者 ○○○○○)

基本方針

1. 職員の防災に対する意識の向上を図る。
2. 利用者の安全確保を最優先に行動する。
3. 再発防止に努める。

連絡先

四日市建設事務所 (059-352-0667)

○○警察署 (○○-○○-○○)

○○消防署 (○○-○○-○○)

○○医療機関 (○○-○○-○○)

I 火災発生時の対応について * * * * *

1 事前措置

- (1) 消火器点検をする。
- (2) 危険物の保安に留意し、危険個所の点検を行う。

2 対応手順

- (1) 利用者に火災の状況を連絡し、安全な場所に誘導する。
- (2) ○○消防署に連絡する。
- (3) 初期消火等自衛消防活動を行う。
- (4) 負傷者の有無を確認し、応急手当を行う。
- (5) 利用者を確認する。

3 事後措置

- (1) 外部からの問い合わせや報道機関等に的確に対応出来る体制をとる。
- (2) ○○警察署、○○消防署に協力し火災発生原因を明らかにする。
- (3) 利用者に対し、火災原因調査への協力の要請を行う。
- (4) 指定管理責任者は、火災の発生状況報告書等を作成し、四日市建設事務所へ提出する。
- (5) 施設設備に問題点がある場合は、四日市建設事務所と協議して改善する。

II 地震時の対応について * * * * *

1 事前措置

- (1) 利用の受け入れの制限等について検討しておく。
- (2) 設備・備品等の転倒落下防止、ガラスの飛散防止措置をとる。
- (3) 消火器点検をする。
- (4) 危険物の保安に留意し、危険個所の点検を行う。
- (5) 正確な情報を入手する。

2 対応手順

- 利用者に次により指示する。
- (1) 屋内でゆれている場合

- ① 机の下等に身を伏せたり手近なものでも頭部を保護し、できるだけ低い姿勢をとるよう指示する。
- ② 消火は利用者の安全を第一にして、指示する。
- ③ 動けない場合は、ゆれがおさまってから電気のブレーカーを落とす。

(2) 屋内でゆれがおさまった場合

- ① 慌てず静かに安全な場所に避難させる。
- ② 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、避難する。
- ③ 負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
- ④ 人数を確認する。

(3) 屋外の場合

- ① 危険物から遠ざけて集合させる。
- ② 負傷者や人数の確認を行う。
- ③ 落下物から身を守る。
- ④ 倒壊現場、火災現場から遠ざける。
- ⑤ 負傷者の有無を確認し、応急手当を行う。

3 事後措置

(1) 行政機関への報告

- ① 指定管理責任者は、人的・物的な被害状況を四日市建設事務所等に報告する。
- ② 必要があると判断したら、救助要請等を行う。

(2) 施設を点検し、施設設備を修理する必要がある場合は、四日市建設事務所と協議し改善する。

Ⅲ 荒天時の対応について * * * * *

1 事前措置

- (1) 利用の受け入れの制限等について検討しておく。
- (2) 正確な情報を入手する。

2 対応手順

- (1) 台風等により暴風警報が発令された場合
 - ① 施設利用申請者に利用中止を連絡する。
 - ② ホームページ等で利用者に利用中止を周知する。
- (2) 大雨、大雪、あるいは地震等災害により道路が遮断された場合
 - ① 状況により利用中止と判断し、ホームページ等で利用者に利用中止を周知する。
 - ② 利用中止の場合は、施設利用申請者に利用中止を連絡する。

3 事後措置

- (1) 施設の被害状況の点検を行う。
- (2) 施設の被害状況を四日市建設事務所へ報告する。

IV 施設利用中の事故対応について * * * * *

1 事前措置

- (1) 安全チェック
定期的に施設・設備・用具の安全チェックを行う。
- (2) 利用計画のチェック
 - ① 利用計画が妥当であるかチェックする。
 - ② 安全体制がなされているかチェックする。
(スタッフの役割分担、事故防止対策や注意事項の徹底など。)
- (3) 医療機関の確保
 - ① 迅速に対応してもらえる医療機関を確保しておく。
 - ② 利用者側の責任で看護師等の配置など万全を期す。
- (4) 緊急連絡網の整備
 - ① 事故発生時の緊急連絡網や利用者の緊急連絡先を用意しておく。
 - ② 事故発生時に緊急体制がとれるように全職員に周知しておく。
- (5) 安全管理の研修
心肺蘇生法の実習等を含めた救急法の研修を実施する。

2 対応手順

- (1) 応急手当を行う。
- (2) 医療機関（救急車の手配）への連絡を利用団体代表者と協力して行う。
家族への連絡は利用団体の責任者が行う。
- (3) 事故の程度に応じ、四日市建設事務所、〇〇警察署等の関係機関への報告を行う。
 - ① 事故者の特定と人数
 - ② 事故の内容
 - ③ 事故の日時と場所
 - ④ 医師の診断の所見

(注)発生後ただちに関係機関へ事故が発生したことを報告する。
その後、事故の状況を的確に把握し、事実に基づいた報告をする。
- (4) 職員全員が事故についての共通理解を持つ。
- (5) 外部への対応は、利用団体及び管理事務所がそれぞれの窓口を一本化し、情報が混乱することがないようにしておく。

3 事後措置

- (1) 事故発生からの対応について時間を追って記録しておく。
- (2) 利用団体や事故（疾病）者に対して誠意を持って対処する。
- (3) 全職員で事故の原因やその対応について分析し、安全対策を徹底し、事故防止

を図る。

V 事件・事故発生の予防について * * * * *

1 日常の取り組み

- (1) 体制と施設の定期的な点検
 - ① 不審者・不審物の発見や不審な情報を入手した場合は連絡網により速やかに連絡する。
 - ② 開場時以外の巡視を行う。
- (2) 施設の管理徹底
施設の施錠等、管理を徹底する。
- (3) 関係機関との連携
関係機関との協力体制、連絡体制を確立する。

2 緊急時の対応

- (1) 利用者の安全確保
危険物と想定されるものを発見した場合は、利用者に混乱をきたさないよう、安全な場所に避難誘導する。
- (2) 迅速な情報伝達
不審物等発見、事件の発生について、迅速に最寄りの〇〇警察署、及び四日市建設事務所に連絡する。

3 警察への通報基準

- (1) 不審者により人的被害が発生した場合。
- (2) 不審行為により現行犯逮捕した場合。
- (3) 施設設備に大きな被害が生じた場合。
- (4) 指定管理責任者が必要と認める場合。

VI 防災訓練の実施について * * * * *

地震・火災等を想定し、防災訓練を実施する（関係法令に規定がある場合を除き、年1回以上）。